

規格・基準等の事前意図公告

（この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について
- 2 対象品目
フィターゼ
- 3 趣旨及び目的
フィターゼの基準及び規格にフィターゼ（その2の（4））を追加する。
- 4 適用予定日
未定
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 4546
FAX 03-3502-8275
- 6 意見提出期限
設定しない。